

令和2年5月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和2年5月総会

萩市農業委員会総会議事録

5月19日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第36号 空き家に附属する農地の指定について
議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第38号 農用地利用集積計画の決定について
議案第39号 萩市農業委員会の農業委員等の報酬の支給に関する規則の一部改正について
議案第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第41号 現況確認書の交付について

○出席委員(10名)

欠席	品川民雄	欠席	田村廣
欠席	原田知美	欠番	
欠席	小野村壽美夫	6番	佐伯泰資
7番	烏田茂夫	欠席	長富繁美
欠席	原川久美子	10番	岡崎弘明
11番	松田由美子	12席	守永正範
欠席	鈴川肇	14番	藤田芳昭
欠席	中村博和	16番	矢次利典
17番	吉村剛	18番	尾木武夫
19番	片岡兼雄		

○議事録署名委員

7番 烏田茂夫 12番 守永正範

○議事

事務局長 只今から、令和2年5月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員18名中、10名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員で
すが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、7番 烏田委員、12番 守永委員
にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第35号第1項について説明いたします。議案は
2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記、現況ともに田、面積1,514
㎡外6筆、田の面積が2,754㎡、畑の面積が8,936㎡、合
計11,690㎡です。譲受人は、●●●、●●●で、耕作面積は
652,777㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡
人は、●●●の●●●さんです。

次に申請理由ですが、●●●さんは高齢で後継者も経営の見直し
を考えられており、申請地については●●●に売り渡すこととし、
譲受人の●●●は規模拡大を進めていることから、このたび、双方
連名により申請書が提出されたものです。

●●●は農地所有適格法人で、●●●、●●●、●●●、●●●
に農地を保有し、すでに●●●周辺でオリーブの栽培をされており、
昨年度に引き続いての申請となります。

年間農作業従事日数は、役員4名で730日、雇用が6名で延べ
250日となっており、雇用については今後4名増員の予定です。

次に場所ですが、現地については5月7日、●●●地区担当の●

●●●委員さん、●●●推進員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から、北東へ約5.4kmの地点にあり、着色した個所となります。●●●の中の農地です。

ここの辺りが●●●、●●●がある所で配水池がある一番高いところです。この辺りに●●●の事務所があります。●●●が通っており、こちらに行くと●●●に向います。この一体が●●●でございます。

営農計画ですが、取得後は、オリーブを栽培される予定です。農機具は、軽トラック1台、3トンドンプ2台、トラクター1台、モア2台、バックホー1台を保有されています。出荷先については、●●●の予定です。今回で、●●●の取得地は約60haになります。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 5 番 この件につきまして、5月7日●●●推進委員と私と事務局とで現地確認をしました。これは昨年から続いております●●●さんのオリーブの一件とつながっております。ほとんど終わっていて、あと1、2件と聞いておりますが、だいたい終わっています。昔と比べて●●●が取り組んだ時点は人手不足等で、いろんな草木が生えた状態でしたが、今は従業員が働いておりますのできれいな状態になってきております。これから実がなって収穫するのが大変な時期になるかと思いますが、これからの結果を見守らないといけないと思います。●●●が使用していた倉庫等を●●●さんが借り受けて事務所として使っておられます。大変、様変わりしておりますので、今後見守っていきたいと思っております。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

これで60haくらいですか。

事務局 はい。ちょっと切るくらいです。

議長 ●●●委員が言われたように、だいたいこれで終りになるのですか。

事務局 あと1件出てくるかと思えます。

議長 という状況のようです。
それでは質疑がないようですので採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは第2項について説明いたします。議案は2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記、現況ともに田、面積1,618㎡外7筆、田の面積が2,308㎡、畑の面積が1,173㎡、合計3,481㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は現在0㎡ですが、取得後は、3,481㎡です。権利の種類は、所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外に居住されており、遠距離のため維持管理が困難なこと、農地を家屋の売却にあわせて処分することを希望されており、譲受人の●●●さんはこの度、家屋を購入する際に農地も併せて譲り受け、耕作する意向があることから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、現在は非農家です。地域おこし協力隊として活動されています。取得後の農作業従事日数は、ご本人さん120日、雇用者が120日となっています。

次に場所ですが、現地については●●●地区担当の●●●委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から南東へ約1.6kmの地点にあり、購入される家屋からは数百メートル程度の着色した複数の個所となります。この辺に購入予定の家があるかと思ひ

ます。●●●から、500mの●●●に位置しています。比較的家が連なった場所で、●●●と●●●の近くです。

営農計画ですが、取得後は主に露地野菜を栽培されます。農機具については、草刈機2台、軽バン1台を保有されています。その他の必要な農機具については、知人から借りるなどの周囲の協力を得ながら耕作されます。農作物については、自家消費が主ですが、余剰があれば直売所に出荷されます。また共同作業等に参加することで、周辺農家との調整を図られます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 4月2日に事務局と、ご本人様、それとご本人様の友人の方と、現地確認をしております。また5月6日になりますが、私が現地確認を一人でまわっております。友人の方の協力があって、現地はかなり大藪だったのですが全部なくなり、今は農機具小屋が建てられており、家の方も今改装中ということです。それと近所の奥さん方が彼の畑で一生懸命作業を手伝っておられるのを見まして、かなり地域に溶け込んでおられるということで、住んでもらって農業をやっていかれるのに非常に期待しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。
●●●さんのご家族はどういう構成ですか。

事務局 今、こちらはお独りでございます。

議 長 独身。それじゃあ今からが楽しみですね。
質疑は、ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第36号「空き家に附属する農地の指定について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第36号第1項についてご説明いたします。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

まず議案につきましては、空き家に付随する農地の別段面積1aに係る案件で、萩市空き家に付随する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積236㎡外2筆、合計1,336㎡で、田の面積が694㎡、畑の面積が642㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

現地につきましては5月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約2.2km地点にあります。空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。現在空き家バンクに登録のあった家屋は、借家として貸し出されており、現在の入居者が買い取りを希望しておられるとお伺いしています。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第11番 この件につきまして5月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと現地確認してまいりました。家の裏にハウスが2棟建っている

まして、前のほうが畑と田んぼというようなかたちになっておりました。両方とも手入れされていて、すぐにでも使えるような状態になっておりました。空き家のほうも購入者が決まっているということで、すぐに農作業に取りかかれるのではないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは第1項について説明いたします。議案は6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

5月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ4.3km、●●●農業振興地域整備計画に定める農用地区域内農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,340㎡です。転用者は、●●●、●●●で、所有者は●●●の●●●さんです。場所ですがこの上のあたりに●●●の●●●がありまして、この道が●●●の方に向かう県道になっています。

転用目的ですが、●●●地区において県発注の一般国道490号小郡萩道路改良工事に伴い、請負業者である●●●が現場事務所、表土置場、資材置場、仮設トイレ、倉庫を設置するため、令和3年5月31日までの期間で一時転用を行うもので適当です。なお、農政課より、今回の一時転用が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認める旨の意見書を交付いただいています。

(スクリーンに分間図を表示)

次に隣接農地の関係ですが、東側・北側は道路、南側は水路、西側は山林のため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのようなかたちに現場事務所、仮設トイレ、倉庫を設置し、表土置場、資材置場を設けます。用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は汲み取りのため発生せず適当です。

被害防除計画ですが、表土をはぎ、真砂土で20cmの盛土を行い整地し、土砂等の流出のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 5月8日に、事務局2名、●●●推進委員、私と●●●さんで現地確認をしました。内容につきましては先ほど事務局が説明されたとおりでございます。この物件につきましては、令和元年12月の総会にて議案第73号8項で●●●さんより転用申請があった物件で、この5月31日に期限がきます。これに伴いまして、今まで●●●が使用していたそのまます、今度●●●が借りられるということで、なんら問題はないと思います。期限は令和3年5月31日までと、1年間で短いのではと申し上げましたが、工事期間が約9ヶ月ということで、3ヶ月間の余裕をもって1年間としているということです。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 はい。それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

5月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から750mに位置し、宅地化が進行する商業地域内にある、公共投資の対象となっていない第3種農地です。●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積271㎡外1筆、合計で414㎡です。転用者は●●●の●●●で、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、県外在住の譲渡人より●●●が申請地を買い上げ、宅地分譲6区画と進入路を造成するもので、適当です。

場所ですが、ここに●●●がありまして、こちらに●●●があります。申請地がここになります。この区画、他の宅地等を含めて6区画を宅地分譲するようになります。

(スクリーンに分間図を表示)

続きまして、隣接農地の関係ですが、東・西・北側は宅地、南側は宅地と畑に接しています。

ここが今回農地転用の対象の畑になります。こちらに宅地がありましてここに果樹園があります。隣接農地承諾書が添付されており、適当です。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、このように分譲住宅地6区画と進入路を造成します。分譲地は6区画すべて、敷地面積が500㎡以下であるため、適正な面積であると言えます。

用排水計画ですが、雨水は敷地内にためますを設置し、北側の既存道路側溝へ排水させ、汚水は北側市道内の公共下水道に接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、表土を除去し地ならしをします。また、排水のための傾斜をつけることを目的に、一部30cm程盛土をします。こういう経路の排水をいたしますので、こちらの方が高くなっているということで、こちら側の方に30cmの盛り土をして傾斜をつけるということです。土砂等の流出のおそれは無く適当です。

最後に、●●●から宅地建物取引業者免許証の写しが提出されており適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 この件につきまして、5月1日、●●●推進委員と事務局2名、私と4名で現地調査をいたしました。内容につきましては今事務局から説明があったとおりでございまして、特に現地の農地につきましても使われているという様子はなく、大きなものでは直径が約50cmから60cmくらいの木が生えていて、雑木です。そしてそのまわりも農地として使用された後がないというような状態でした。なお、隣に先月、現況確認でご審議いただいた土地がありまして、そこに建物が建っていると先月説明されましたけれども、それを含めて、そしてそのまわりの家屋を含めての開発ということになっております。この件で、市道に勾配がついており、●●●から●●●の通りへ上がる時に3%から4%の坂になっており、入口をとるのが難しいというような状況の所でございます。今の申請地だけでは利用価値が余りないと思われれます。それでまわりの空き家を全部含めての一括での申請となっております。適当ではないかという判断をしております。審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

議 長 地名が二つになっていますが今回の開発の土地の中に、そういう字界の境があるわけですか。

事 務 局 そうですね。ここで字が分かれていて、申請地のこちらの方が●●●で、こちらの方が●●●です。ここで分かれていますのでここで線が入っています。

議 長 はいわかりました。珍しいですね。

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 まず38号ですが、別冊の資料がついていると思います。その他にA4の紙が2枚あると思いますがそれと差し替えますが、3枚目の利用権設定状況、令和2年6月1日現在を差し替えていただいて4枚目の次に新規萩市を差し込んでいただいたらと思います。萩市の新規が増えた関係で総括表が変わりました。

それでは議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借り手が決まったもの、申出書の提出が前回の公告に間に合わなかったものを上程いたしております。公告は6月1日付となります。

それでは、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和2年6月1日現在）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

以下、一番下の合計の欄を読みあげていきます。

左から、件数が1件、筆数1筆、田の面積が3,033㎡となっております。

この農地中間管理事業は、都道府県ごとに設置される農地中間管理機構が農地を借り受け、借受農家に農地中間管理機構が決定した「農用地利用配分計画」を県知事が公告することによって借受農家に貸借関係が発生します。

次ページ以降に、内容が記載されております。右端の備考のところに受け手の名前を記載しております。今回は、1つの法人が受け手となっております。

続きまして3枚目になりますが、利用権設定状況（令和2年6月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。6月1日に設定されるものは、新規が件数4件、筆数5筆、田が11,241㎡、畑が60㎡で、面積の合計は11,301㎡です。

更新が件数1件、筆数4筆、田が7,078㎡、面積の合計は7,078㎡です。新規と更新を合わせた面積が、18,319㎡となります。利用権設定の内容につきましては、次ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第39号「萩市農業委員会の農業委員等の報酬の支給に関する規則の一部改正について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第39号について説明します。議案書9ページ、10ページをご覧ください。このたびの改正につきましては、農地利用最適化交付金事業実施要綱の改正により、農業委員会活動記録簿の様式が変更となったため、萩市農業委員会の農業委員等の報酬の支給に関する規則第3条の別記様式を、10ページの様式に改正するものです。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第39号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第40号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第40号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明します。議案は12ページです。

第1項、●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積3,961㎡、賃借人は、●●●の●●●です。賃貸人は●●●の●●●で、権利の種類は合意解約です。

解約後は、●●●と別の耕作者とで、分割してそれぞれ利用権設定されます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第40号の報告は終了します。

(報告事案-2)

議 長 議案第41号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第41号「現況確認書の交付について」を説明いたします。議案は14ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から北へ4.2kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積149㎡です。申請人は、●●●さんです。申立てによると、申請地は50年前ごろに水害に遭い荒れ地となり今に至ります。本調査によると申請地には雑木が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第41号の報告は終了します。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和2年5月19日

萩市農業委員会会長 片岡兼雄

委員 島田茂夫

委員 守永正幸